

亀山市告示第61号

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(見直し) 第12条 補助金は、 <u>令和8年3月31</u> <u>日</u> までの間に、地域まちづくり協議会 による地域の活性化を目的とした自主 的かつ主体的な取組の実績等を検討し、 その結果に基づき必要な見直しをする ものとする。	(見直し) 第12条 補助金は、 <u>令和4年3月31</u> <u>日</u> までの間に、地域まちづくり協議会 による地域の活性化を目的とした自主 的かつ主体的な取組の実績等を検討し、 その結果に基づき必要な見直しをする ものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。